

大谷 實 著『刑法講義各論〔新版第5版第1刷〕』正誤表

115 頁 16 行目

「227 条 1 項の罪は、営利または生命もしくは身体に対する加害の目的に出ない限り親告罪である（229 条）。」を削除。

115 頁下から 5 行目

「本罪は、営利等目的に出ない場合に限って親告罪である（229 条）。」を削除。

121 頁 6 行目

公然 → 強制

121 頁 7 行目

強制 → 公然

117 頁「**12** 親告罪」以下 118 頁 11 行目までを、以下と差し替える。

12 親 告 罪

第 224 条の罪及び同条の罪を幫助する目的で犯した第 227 条第 1 項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

告訴とは、捜査機関に犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。告訴権者は、被害者（刑訴 230 条）被害者の法定代理人（同 231 条 1 項）について認められる。事実上の監護者についても告訴権を認めるべきである。（福岡高判昭 31・4・14 高刑裁特 3・8・409）。略取・誘拐の罪の侵害を監護権の侵害でもあるあるとする通説・判例の立場からは、監護者も被害者であるから告訴権を有することは当然ということになるが、この見地に立たなくても、被拐取者の利益を図る立場にある以上は、監護者も告訴権を有すると解すべきである。

なお、従前は、わいせつ又は結婚目的の拐取罪も親告罪とされていたが、2017 年の改正により、強制わいせつ罪および強制性交等罪が非親告罪とされたことから、これらの罪も非親告罪とされた。